（平成25年6月12日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　9 件

国民年金関係　1 件

厚生年金関係　8 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　11 件

国民年金関係　5 件

厚生年金関係　6 件

関東千葉国民年金　事案 4484

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 13 年５月から 14 年３月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 45 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 13 年４月から 24 年６月まで

私は、Ａ市への転入の際、国民年金の第３号被保険者から第１号被保険者への切替手続及び国民年金保険料の免除手続を同時に行った。

その後、納付書が送られてこないのは免除されているからだろうと思っていたところ、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除手続が行われていないことが分かった。年金手帳に「平成 13 年４月５日」と記載され、Ａ市のゴム印も押されているので、調査の上、年金の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄に、「平成 13 年４月５日」「１号」と記載され、「Ａ」のゴム印が押されていることから、申立人は、Ａ市において、国民年金の種別変更手続を行ったことが確認できる。

また、申立人は、Ａ市役所で転入の届けをするとともに、各種手続の一つとして、国民年金保険料の免除申請を行ったと述べているところ、同市役所の回答によると、申立人の主張するとおり、平成 13 年６月８日に同月４日付けで転入及び国民健康保険加入の届出が行われ、児童扶養手当の初回申請も遅滞なく行われていることが確認できる。

さらに、申立人の免除申請書は保存されていないため確認できないが、Ａ市役所では、「当時のことは不明であるが、現在、国民年金の加入手続に訪れた被保険者に対しては、国民年金保険料の免除についてもパンフレットを渡して説明している。」と回答している上、申立人は、「免除申請

のため国民年金課へ行くように指示されたことを覚えている。」と述べていることから、保険料免除の申請についても行ったものと考えても特段不自然ではない。
　加えて、A市役所が保管する申立人に対する平成13年から19年の「児童扶養手当の支給金額」及び19年から23年の所得額から、申立人は、申立期間において、国民年金保険料全額免除の基準を満たしていたものと推認される。
　一方、申立人は、「平成13年6月頃、A市役所で国民年金の切替手続及び保険料の免除手続を行い、その後、保険料の請求が無いことから、申立期間は免除が継続されているものと思っていた。」と供述しているところ、申立人が免除申請を行ったと推認される平成13年度における免除制度については、免除の承認基準に該当した国民年金の強制加入被保険者が、同基準に該当するに至った日時点で納付期限が経過していない直近の基準月から、申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までの期間に係る保険料を免除することとされていたことから、申立期間のうち、13年4月の保険料については納付期限の経過により申請免除の対象ではなかった。また、申立期間のうち、14年4月から24年6月までの保険料については、免除の手続を行っていなかったものと推認できる上、国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料も無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。
　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年5月から14年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

関東千葉厚生年金　事案 5112

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和 36 年４月 21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 15 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 36 年４月 21 日から同年５月１日まで

私がＣ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）及び同社関連会社のＡ株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、Ａ株式会社に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、被保険者記録を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はＣ株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（Ｃ株式会社から同社関連会社のＡ株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の元同僚の供述から判断すると、昭和 36 年４月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ株式会社における昭和 36 年５月の社会保険事務所(当時)の記録から、１万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、Ａ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間直後の昭和 36 年５月１日に適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本により法人であることが確認でき、新規適用時の被保険者

数も 22 人いた上、元同僚の供述により、申立期間当時、5 人以上の従業員が常時勤務していたと推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社は適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金　事案5113

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年３月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男（死亡）

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　大正５年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和40年２月１日から同年３月１日まで

私の夫は、Ａ株式会社に昭和９年３月から45年６月まで継続して勤務していたが、厚生労働省の記録では、同社Ｃ支社から関連会社のＤ株式会社に出向したときの申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社から提出された申立人に係る従業員名簿、複数の元同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、Ａ株式会社及び関連会社に継続して勤務し（Ａ株式会社Ｃ支社から関連会社のＤ株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の厚生年金保険の加入記録及び上記従業員名簿から判断すると、Ａ株式会社では、申立期間当時、関連会社への在籍出向者の厚生年金保険の取扱いについては、出向先事業所での厚生年金保険の加入手続が行われるまでの間、出向元事業所で加入させていたと推認できることから、昭和40年３月１日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、Ａ株式会社Ｃ支社における

昭和40年１月の社会保険事務所（当時）の記録から、３万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから､明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金　事案5114

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）Ｃ支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年３月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和７年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和40年２月１日から同年３月１日まで

私は、Ａ株式会社に昭和26年３月から46年５月まで継続して勤務していたが、厚生労働省の記録では、同社Ｃ支社から関連会社のＤ株式会社に出向したときの申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ株式会社から提出された申立人に係る従業員名簿、複数の元同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、Ａ株式会社及び関連会社に継続して勤務し（Ａ株式会社Ｃ支社から関連会社のＤ株式会社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び元同僚の厚生年金保険の加入記録並びに両名の従業員名簿から判断すると、Ａ株式会社では、申立期間当時、関連会社への在籍出向者の厚生年金保険の取扱いについては、出向先事業所での厚生年金保険の加入手続が行われるまでの間、出向元事業所で加入させていたと推認できることから、昭和40年３月１日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、Ａ株式会社Ｃ支社における昭和40年１月の社会保険事務所（当時）の記録から、３万6,000円とする

ことが妥当である。
　なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。
　また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東千葉厚生年金　事案 5115

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、Ａ株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 10 月 24 日は４万円､同年 12 月 25 日は 30 万円及び 16 年６月 28 日は 23 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 43 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 15 年 10 月 24 日

②　平成 15 年 12 月 25 日

③　平成 16 年６月 28 日

私がＡ株式会社に勤務した期間のうち、平成 15 年 10 月 24 日、同年 12 月 25 日及び 16 年６月 28 日に支給された賞与の年金記録が欠落しているので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ株式会社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与が支給され、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により、平成 15 年 10 月 24 日は４万円、同年 12 月 25 日は 30 万円及び 16 年６月 28 日は 23 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金　事案5116

第１　委員会の結論

申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における資格喪失日は昭和41年12月１日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和23年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和41年11月21日から同年12月１日まで

私の夫は、昭和41年11月にＡ株式会社に入社し、平成19年６月に退職するまで、同社及び承継会社であるＢ株式会社のグループ会社に継続勤務をしていたので、申立期間の年金記録が継続していないことに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びＢ株式会社から提出された人事記録により、申立人が申立期間を含めＡ株式会社に継続して勤務（同社から同社Ｃ工場に異動）していたことが確認できる。

また、Ｂ株式会社は、「転勤に伴う厚生年金保険被保険者の資格喪失日と資格取得日は同日とすべきであり、Ａ株式会社Ｃ工場が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和41年12月１日であることから、Ａ株式会社において被保険者資格の喪失日を同日として届出を行うべきであったが、同日とする届出を行わなかったことが考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のＡ株式会社における資格喪失日は、昭和41年12月１日であると認められる。

関東千葉厚生年金　事案5117

第１　委員会の結論

申立人のＡ株式会社（現在は、Ｂ株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月１日、資格喪失日は20年３月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、１万円とすることが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和７年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和19年10月１日から20年３月10日まで

私は、小学校を卒業後の昭和19年４月１日から空襲があった20年＊月＊日まで、ＣにあったＡ株式会社に勤務していたが、女子の厚生年金保険の加入が認められた19年10月から20年３月までの厚生年金保険の記録が空白になっていた。この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人のＡ株式会社への入社から空襲により退社するまでの具体的な供述及び元同僚の回答から、申立人は、申立期間において当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、年金手帳番号払出簿（以下「払出簿」という。）において、申立人と同姓で生年月日も一致している「Ｄ」という氏名の手帳番号が確認できるところ、申立人は、「申立期間当時、『Ｄ』と漢字で名前を届け出ていた。」と供述している。

一方、上記払出簿によると、申立人は、昭和19年６月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は保管されておらず、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、日本年金機構は、戦災により上記被保険者名簿についてはほとん

ど焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、払出簿により昭和 19 年６月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる申立人を含む多数の被保険者について、上記被保険者名簿に記載されていないことから、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元を成し得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を求めることは不可能を強いるものであり、申立人にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

なお、払出簿において、申立人の厚生年金保険台帳記号番号が昭和 19 年６月１日付けで払い出されていることについて、同年６月に施行された厚生年金保険法において、同年６月から同年９月までの期間は、同法の適用準備期間として厚生年金保険法の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められている。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務していた事実及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどの諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 20 年３月 10 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第３条の規定に準じ、１万円とすることが妥当である。

関東千葉厚生年金　事案 5118

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成 14 年７月１日から 15 年９月１日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 62 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 26 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 14 年７月１日から 16 年４月１日まで

私は、平成 11 年４月頃から平成 16 年３月末日まで、Ａ区の不動産会社であるＢ株式会社に営業の責任者の専務取締役として勤務していたが、14 年７月から退職までの厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられているのは納得できない。預金取引明細表を提出するので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間のうち、平成 14 年７月１日から 15 年９月１日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、事業主と共に、15 年３月 13 日付けで、14 年７月１日に遡及して 20 万円に引き下げられて、記録訂正されていることが確認できる。

また、Ｂ株式会社の元事業主は、「当時、当社は業績不振であった。」と供述している上、同社の所在するＡ区を管轄するＣ年金事務所は、「申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料を滞納していた。」と回答している。

なお、複数の元同僚によると、「申立人は、営業の責任者の専務取締役で、給与経理人事に携わっていない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年３月 13 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは

認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の14年7月から15年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

2　申立期間のうち、平成15年9月1日から16年4月1日までの期間について、申立人が所持する預金取引明細表により、同社からの給与の振り込みは16年3月2日のみ確認できる。

このことについて、申立人は、「B株式会社からの給与明細等は処分してしまった。会社の経営状況は決して楽な状態ではなかったので、役員の一人として、手渡しで給料を受け取る状態が続いたため、その都度、銀行に手取り金額を入金していた。」と供述しているため、当該入金額から、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主は、「申立期間当時の関係資料を廃棄して残っていない。」と回答していることから、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年4月1日までの期間に係る申立人の保険料控除を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年4月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5119

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年７月２日から同年９月１日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ株式会社における資格取得日に係る記録を同年７月２日に、資格喪失日に係る記録を同年９月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年７月27日について、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和52年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成19年７月２日から同年９月１日まで

②　平成19年７月27日

私は、平成19年４月にＡ株式会社に入社し、同年７月に正社員となり、同年８月に退社した。しかし、同年７月及び同年８月の給与明細書並びに19年上期（７月）の賞与明細書では、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、事業主から提出された在籍証明書、給与集計表及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、Ａ株式会社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、上記給与集計表及び給与明細書により確認できる保険料控除額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得届及び資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間①に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　申立期間②について、事業主から提出された賞与集計表及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（22 万円）に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、申立期間②の保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金　事案4485

第１　委員会の結論

申立人の昭和 52 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和32年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和52年１月から同年３月まで

私は、申立期間当時、学生であったので国民年金の加入は任意だと思っていたところ、20 歳になったときに、突然、Ａ市Ｂ区役所から国民年金の納付書が送られてきた。その納付書で国民年金保険料を納付したが、申立期間が未加入となっているのは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において短大生であったが、Ａ市Ｂ区役所から送付されてきた国民年金の納付書で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、同区役所は、「申立期間当時、20 歳になった者を強制的に国民年金に加入させる取扱いはしていなかった。」と回答している上、申立期間当時、学生は任意加入であったので、同区役所が職権適用で申立人を国民年金に加入させ、納付書を発行したとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年３月 24 日に社会保険事務所（当時）からＡ市へ払い出された番号の一つであり、申立人は、同年６月頃に厚生年金保険から国民年金への切替えで加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は国民年金に未加入である上、この時点を基準にすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金　事案 4486

第１　委員会の結論

申立人の平成２年４月から３年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 42 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成２年４月から３年２月まで

私の母が、私の結婚式の直前である平成４年９月頃にＡ市Ｂ区役所に対して、私の国民年金保険料に未納が無いことを確認したと私は聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「母が私の結婚式の直前である平成４年９月頃にＡ市Ｂ区役所に対して、私の国民年金保険料に未納が無いことを確認した。」と主張しているところ、同市Ｂ区の平成２年度、３年度及び４年度の国民年金保険料収滞納リスト（各年度とも翌年度の４月 30 日現在の記録）によると、申立人に係る国民年金被保険者の資格取得日は、いずれも平成３年４月１日と記載されており、申立人の母が未納が無いことを確認したとする４年９月頃の時点では、申立期間は国民年金に未加入の期間であったことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、平成３年度のリストには平成３年４月から４年３月までの保険料が納付されたことを示す記載は無いこと、平成４年度のリストにも、平成４年４月から申立人がＣ区に転出する前の同年９月まで保険料が納付されたことを示す記載は無いことが確認でき、当該リストには、申立期間を含め、Ａ市において保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録において、平成５年３月５日に、申立人の国民年金被保険者の資格取得日が３年４月１日から２年４月１日に変更されて

いることが確認できることから、資格取得日が変更された時点では、申立期間のうち、３年１月以前の保険料は時効により納付することができない。
加えて、オンラインシステムにおいて複数の読み方により氏名検索を行い、併せて国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。
その上、申立人は、「当時、私の年金に関することは母が全て行ってくれていた。」と申述しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母は、加入手続の時期及び納付金額等の記憶が明確ではなく、それらの具体的な状況は不明である。
このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金　事案 4487

第１　委員会の結論

申立人の昭和 56 年９月から 59 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 36 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 56 年９月から 59 年３月まで

私が大学生のときに、私の国民年金保険料の納付に関する通知が届き、私が大学を卒業するまで、私の母が私の保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「大学を卒業するまで、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。」と主張しているが、申立期間は平成９年１月の基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人の国民年金被保険者の資格取得は、国家公務員共済組合の番号を基に付番された基礎年金番号による平成９年４月の第３号被保険者としての取得が初めてであることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、関与していたとする申立人の母は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金　事案4488

第１　委員会の結論

申立人の昭和43年11月から50年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和23年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和43年11月から50年９月まで

私が20歳になった直後の昭和43年＊月頃に、勤務先の事業主がＡ区役所Ｂ出張所の窓口で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が送付されてきた納付書に従ってＣ郵便局で定期的に納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった直後の昭和43年＊月頃に、勤務先の事業主が私の国民年金の加入手続を行い、その際に交付された年金手帳を現在も所持している。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳は、49年11月以降に交付された厚生年金保険、国民年金及び船員保険の３制度共通のオレンジ色の年金手帳であり、それ以前に交付されていた国民年金手帳は所持していない上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、52年１月頃に行われたものと推認でき、同時点では、申立期間の大半の保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする勤務先の事業主は既に亡くなっていることから、加入手続の具体的な状況については不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金　事案4489

第１　委員会の結論

申立人の昭和43年７月から51年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和23年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和43年７月から51年３月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関わっていないが、私が 20 歳になった頃に母が加入手続を行ってくれたはずである。また、私は 20 歳からパートタイムの勤めをしており、収入もあったので、保険料の納付に必要な金額を母に手渡していたことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できないので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった頃に母が国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和52 年９月頃に行われ、その際、申立人が 20 歳となった 43 年＊月＊日に遡って被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、52 年９月を基準にすると、申立期間の大部分である 50 年６月以前の期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に死亡しているため、申立人の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立期間は 93 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たら

ない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5120

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和23年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年４月１日から46年９月１日まで

私の年金記録において、脱退手当金の支給日が昭和46年10月26日と記録されているが、私は、脱退手当金というものは知らなかった上、夫の仕事の関係で同年９月30日にＡ空港からＢ国に向け出国しており、支給決定日には日本におらず、脱退手当金を受け取ることはできないはずなので、調査の上、年金記録の訂正を求める。

第３　委員会の判断の理由

Ｃ株式会社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の「脱」欄には脱退手当金が支給されたことを意味する○印の記載がある上、資格喪失日（昭和46年９月１日）の約２か月後に支給決定（同年10月26日）されており、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、Ｂ国において居住しており、脱退手当金の支給当時、海外在住者は国民年金制度において適用除外であり、国民年金に任意加入することができなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、当時は海外への送金や隔地払いも可能であったことから、出国の事実をもって脱退手当金を受け取れなかったとまでは言えない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5121

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和16年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和35年４月から同年12月まで
②　昭和36年４月から同年12月まで
③　昭和37年４月から同年12月まで

私は、申立期間①はＡ市にあるＢ事業所（現在は、Ｃ株式会社）が請け負った工事現場で作業員として働き、申立期間②及び③はＤ県に在ったＥ株式会社が請け負ったＦ区の汚水処理場建設やＧ区の地下鉄工事現場で作業員として働いた。いずれの申立期間も失業保険には加入しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、当時、Ｂ事業所が請け負った工事現場の職長であったと述べている元同僚の証言から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、Ｂ事業所が請け負った工事現場の作業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、Ｃ株式会社は、「当時の担当者、従業員に聞き取りしたが、申立人を知っている者はいない上、４月から 12 月までの勤務という申立てから判断すると、季節雇用者と考えられ、当時は、季節雇用者から社会保険料を控除していない。」と回答している。

また、上記元同僚は、「申立人が現場監督として氏名を挙げた者は、毎年、春先に季節雇用の作業員の募集に出掛けていた。そのような季節雇用者は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「一緒に勤務した父が、生前、Ｂ事業所が厚生年金保険に加入させてくれたので、助かったと話していたのを聞いたこ

とがある。」と述べているが、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立期間において、申立人及びその父の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人の父のオンライン記録において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2　申立期間②及び③について、申立人が事業主の兄として記憶している者はE株式会社に係る被保険者名簿に記載されている事業主名と一致すること、及び元同僚が申立人を覚えていることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、同社の請け負った工事現場の作業員として勤務していたことは推認できる。

しかし、E株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「当該申立期間当時、現場作業員は 30 人ぐらいであった。」と供述しているところ、被保険者名簿において確認できる被保険者は6人であることから、B事業所は、全ての作業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5122

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和29年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和54年８月１日から同年11月１日まで

私は、昭和53年４月１日にＡ株式会社に入社し、同社が54年11月１日にＢ株式会社に吸収合併された後、56年10月20日までＢ株式会社に継続して勤務したが、私の年金記録ではＡ株式会社の厚生年金保険被保険者の資格喪失日が54年８月１日となっており、同年８月１日から同年11月１日までの被保険者記録が抜けている。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、Ａ株式会社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和53年４月１日から54年９月25日まではＡ株式会社において、同年９月26日から56年10月20日まではＣ株式会社において雇用保険被保険者となっていることが確認できること、及びＣ株式会社の申立期間当時の事業主は、「Ｃ株式会社はＢ株式会社が設立した会社で、申立人はＡ株式会社から採用し54年８月頃から一緒に勤務した。」と供述していることから、申立人は、申立期間において、Ａ株式会社及びＣ株式会社に勤務していたことは認められる。

しかし、Ａ株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したが、回答を得ることができず、申立期間のうち、同社に勤務していた期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Ｃ株式会社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、前述のとおり、Ｃ株式会社の元事業主は、同社はＢ株式会社が設立した会

社であるとしているところ、Ｂ株式会社の事業を承継しているＤ株式会社は、「Ｃ株式会社の申立期間当時の資料は無い。」と回答しており、申立期間のうち、同社に勤務していた期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、Ａ株式会社において昭和 54 年７月 11 日又は同年８月１日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、Ｂ株式会社において同年 11 月１日に資格を取得している同僚が二人確認できるところ、二人とも申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立人と同様の被保険者記録となっていることから、当該元同僚に対しＡ株式会社における厚生年金保険の適用状況について照会したが、いずれの者からも回答は得られない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5123（事案1486、2987の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和７年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和61年４月１日から平成９年５月21日まで

私の夫は、昭和61年に新聞折り込みの求人広告を見てＡ株式会社Ｂ営業所に入社した。社会保険完備とのことだったのに、４、５か月たっても保険料が給与から控除されていないため営業所長に厚生年金保険の加入をお願いしたが手続してくれなかった。これは違法だと思うので申立期間を厚生年金加入期間と認めてもらいたい。これまで、二度の申立てについて認められない旨の通知を受けたが、行政で何とかしてほしいので、再々申立てをする。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、Ａ株式会社から提出された資料から申立人が平成元年３月３日から11年５月22日まで勤務していたことは推認できるが、ⅰ）申立人の妻は、「厚生年金保険の加入について会社に要求したが手続をしてくれなかった。」と供述している上、申立人に関し、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったことを認識していること、ⅱ）当該事業所は、申立人に関する厚生年金保険に係る届出は行っておらず、給与から保険料を控除していないと回答している上、当該事業所が提出した給与台帳から申立人が７年１月から８年12月までの期間について給与から保険料を控除されていなかったことが確認できることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき22年１月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

　また、その後、申立人の妻は、再申立てを行っているが、ⅰ）新たな資料として提出された申立人が以前に病院に対して行った損害賠償請求事件に係る裁判所に提出した申立人の妻の陳述書では、保険料控除を示す記載は見当たらないこと、ⅱ）申立期間当時、申立人と同様に当該事業所で勤務はしていたが、厚生年金保険に加入していない２名の従業員のうち１名は、オンライン記録により、昭和 61 年４月から平成 10 年１月までの期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できること、ⅲ）当該事業所の事務員は、「当時は、厚生年金保険の加入は本人の希望次第であり、国民年金を納付していた上記従業員からは国民年金で足りると言われた。」と供述していることなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき 22 年 12 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

　今回の再々申立てにおいて、申立人の妻から新たな資料の提出等は無く、再々申立ての理由について、申立人の妻は、「本件について相談に行ったところ、会社の違法行為を見逃した行政が悪いということになり、再々申立てを行った。」としているが、年金記録確認第三者委員会は、申立期間における被保険者資格の届出、保険料の納付の有無又は保険料の控除の有無に係る事実認定に基づいて年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、未加入自体の違法性の有無を判断するものではない。

　このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

　これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5124

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和17年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和42年２月25日から45年２月15日まで

私は、前社から引き続いて、昭和42年２月25日にＡ株式会社に転職したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人のＡ株式会社における勤務について、複数の元同僚は、「申立人が何の業務を担当していたか覚えていないが、申立人を知っている。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「Ａ株式会社で営業を担当していた。」と供述しているところ、申立期間当時、営業を担当していた元同僚二人は、「営業部長以下、営業担当のメンバー全員の氏名を覚えているが、申立人のことは知らない。」と回答しており、申立人の勤務実態について具体的な回答は得られない。

また、Ａ株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業を承継しているＢ株式会社は、「Ａ株式会社の申立期間当時の資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、Ａ株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金　事案5125（事案2579、4328及び4710の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和10年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和29年９月24日から34年４月２日まで

私は、Ａ株式会社Ｂ店（現在は、Ｃ株式会社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が既に支給された記録とされていることに納得できなかったため、これまでに３回にわたって記録の訂正を申し立てたが、認められなかった。しかし、当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、どうしても納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、ⅰ）申立人が勤務していたＡ株式会社Ｂ店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後２年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する24人のうち、申立人を含む19人が脱退手当金を支給されたことになっており、うち申立人を含む15人は資格喪失後４か月以内に、４人は９か月以内にそれぞれ支給決定されていること、ⅱ）当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても脱退手当金を受給したと考えるのが自然であること、ⅲ）支給額に計算上の誤りは無く、同被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどを理由に、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和34年６月当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので納得できない。」と主張して再度申立てを行ったが、戸籍謄本における子供の生年月日は、申立人の供述とは異なる35年４月23日となっており、この主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決

定を変更すべき事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年１月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、Ｃ株式会社が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書を新たな事情を示すものとして提出した上、「昭和 34 年４月２日に出産を理由に退職し脱退手当金支給決定日（同年６月３日）には出産のため入院しており、戸籍の内容訂正を裁判所に申請中である。」と主張して再度申立てを行ったが、先の申立ての審議においても当該資格喪失確認通知書を考慮した審議は行われている上、仮に当該支給決定日当時、入院中であったとしても、脱退手当金の受領は、社会保険事務所（当時）において直接現金で受領する以外に、同事務所が指定した銀行又は郵便局において、支給決定日から１年以内に受領が可能であったことから、この主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 24 年７月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和 34 年６月当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので、どうしても納得できない。また、当時、旧姓「Ｄ」でＡ株式会社Ｂ店に勤務していたので、「Ｄ」姓での調査をお願いしたい。」と主張し、再度申立てを行っているが、申立人からは新たな資料の提出は無い上、前回までの申立てにおいて、脱退手当金の受領の取扱いを踏まえた調査審議は行われている。

また、前回の申立てにおいて申立人から提出されたＡ株式会社Ｂ店における被保険者資格喪失確認通知書の被保険者の氏名欄には申立人の旧姓が記載されていること、及び同社Ｂ店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名変更の記載は無いことから、申立期間当時、申立人の厚生年金保険被保険者の氏名は旧姓で管理されていたものと考えられるところ、申立人は婚姻後も旧姓で勤務していたと述べていることを踏まえると、旧姓で記録管理されていることに不自然さは無く、これらの主張は年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。